

練馬区立小中学校・保育園・幼稚園 などにおける障害児等支援方針

平成 29 年（2017 年）5 月

練馬区教育委員会

はじめに

区では、平成28年（2016年）2月に「練馬区教育・子育て大綱」を定め、「みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示しました。大綱では、教育分野・子育て分野ともに、支援が必要な子どもたちに対する取組を重点施策として位置付け、障害のある子どもなど、対応が必要な子どもと家庭に対し、区の関係機関が相互に協力して支援に取り組むこととしています。

この「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」では、子どもたちに切れ目のない支援を行うために、教育・保育・福祉・保健・医療などの関係機関の連携をさらに充実させる取組をまとめています。また、たんの吸引などの、いわゆる医療的ケアを必要とする子どもたちに対しても、教育委員会が安全・適切な支援を実施するための方針を定めました。合わせてこの支援方針では、区立施設だけではなく、民間施設における障害児の受入れに関しても、一層の理解・充実を図っていくこととしています。

教育委員会では、この支援方針に基づいて、今後も子どもたちの健やかな成長と明るい未来のために、すべての子どもたちを視野に入れた総合的な支援を行っていきます。また、関係者の皆様のご意見をいただきながら、適宜、必要な見直しを図っていきたいと考えています。

結びに、今回の支援方針をまとめるに際して、多くの関係者の皆様より貴重なご意見とご提案をいただきましたことに、深く感謝を申し上げます。

平成29年5月

練馬区教育委員会 教育長 河口 浩

目次

I	支援方針策定の背景.....	1
II	検討の経過.....	1
III	これまでの取組	
1	障害のある子どもの受入れ.....	2
2	医療的ケアを要する子どもの対応や受入れ.....	8
3	民間施設における障害児の受入れ.....	11
IV	今後の支援.....	12
1	障害のある子どもの受入れ.....	12
2	医療的ケアを要する子どもの対応や受入れ.....	14
3	民間施設における障害児の受入れの促進.....	17
4	支援方針の着実な実施.....	17
	(巻末資料1) 連携支援のイメージ.....	18
	(巻末資料2) 練馬区教育委員会 連携支援シート.....	19
	(巻末資料3) 支援方針の策定に関する検討経過.....	21

I 支援方針策定の背景

区では、平成27年3月に、今後の区政運営の方向性と戦略を示した「みどりの風吹くまちビジョン」を策定しました。また、このビジョンを実現する工程を示すアクションプランに基づいて施策を進めています。アクションプランの「子どもの成長と子育ての総合的な支援」の中で、「支援が必要な子どもたちへの取組の充実」を掲げており、その取組の一つとして、障害児等への支援方針の策定を行うこととしました。

これまで区では教育や保育を実施する際には、安全の確保を最優先としながら、それぞれの子どもの心身の状況に合わせて最適な教育・保育環境の確保に努め、「原則として受け入れる」という考え方で対応を行ってきました。

子どもたちに、さらに充実した支援を実施していくために、練馬区教育委員会としてこれまでの到達を明らかにし、今後の支援のあり方について考え方を整理する必要があると考えました。また、子どもの成長に応じて切れ目ない支援体制を整えるためには、教育・保育・福祉・保健・医療などの連携や、障害に限らない特別な配慮を要する子どもへの支援も必要だと考えました。

II 検討の経過

支援方針の策定にあたっては、小中学校・学童クラブ・保育園・幼稚園を所管する教育委員会（教育振興部・こども家庭部）を中心に、福祉部・健康部の参加も得て構成された庁内検討組織を設置し、教育委員会としての考え方をまとめました。（巻末資料3）

また、検討内容は「練馬区特別支援教育推進委員会」に諮り、意見を反映しました。「練馬区特別支援教育推進委員会」は、練馬区における特別支援教育にかかる取組事項の検証および推進に向けた検討を行うことを目的としている常設の教育長の諮問機関です。（表1）

さらに、区内障害者団体からの意見をいただく機会を設け、支援方針の策定に反映させました。

（意見をいただいた障害者団体）

- 練馬区難聴児者を持つ親の会
- 練馬手をつなぐ親の会
- 練馬障がい児者を持つ親の会
- 練馬区重症心身障害児（者）を守る会

○ちゅうりっぷの会 (順不同)

(障害者団体からいただいた主なご意見)

- ①障害のある子どもへの支援をより手厚く実施してもらえるのは嬉しいことだが、安全第一を最優先として対応してほしい。
- ②教育委員会以外の機関、特にこども発達支援センターとの連携も十分に行ってほしい。
- ③民間施設も含めて障害児に関する理解啓発を進めてほしい。
- ④連携支援シートには、医療的ケア以外の情報も細かく載せられるような項目設定をしてほしい。

表1 練馬区特別支援教育推進委員会について

設置の目的	練馬区における特別支援教育にかかる取組事項の検証および推進に向けた検討を行う
構成員	○医師 ○学識経験者 ○障害者支援団体代表 ○保護者代表 ○小中学校長 ○保育園長 ○幼稚園長 ○都立特別支援学校長 ※平成29年4月から学童クラブ所長も構成員として参加します。
年間開催回数	2回(平成28年度)

III これまでの取組

1 障害のある子どもの受入れ

練馬区教育委員会(以下「教育委員会」といいます。)は、学校や保育施設等を一元的に所管しています。小中学校については、学校教育法や東京都教育委員会が定める学級編制基準などに基づいて特別支援学級を設置しており、都立特別支援学校と役割分担をしながら子どもたちの受入れを行っています。

また、学童クラブ・保育園・幼稚園については、それぞれの事業の経緯や特性を踏まえた上で、受入れ対象の拡大や制度の充実を図ってきました。

受入れの対象となる子どもの決定は、それぞれの施設の所管組織が設ける基準に基づいて、専門家等からなる会議で検討を行っています（表2）。各施設の受入れ基準については（表3）のとおりです。

表2 受入れ対象となる子どもを決定する会議について

施設名	小中学校	学童クラブ	保育園	幼稚園
会議名称	特別支援教育就学指導委員会	学童クラブ障害児入会検討会議	障害児保育連絡会議	練馬区立幼稚園就園検討委員会
設置の目的	心身に障害のある児童・生徒に適切な教育の場を保障することを基本理念として、その障害の種類、程度に応じた適切な就学支援を行う	障害児の入会事務処理を行う	障害児保育の適切な運用を図り、児童福祉の向上を図る	心身に障害があると思われる幼児の幼稚園への適正な就園を図る
構成員	○医師 ○学識経験者 ○小中学校長 ○小中学校教諭 ○保育園長 ○保育士 ○こども発達支援センター ○都立特別支援学校教諭 ○教育委員会事務局	○外部専門委員 ○学童クラブ所長 ○教育委員会事務局 ○その他委員長が必要と認めた者	○医師 ○保育園長 ○保育士 ○保育園看護師 ○教育委員会事務局 ○その他委員長が必要と認めた者	○医師 ○幼稚園長 ○教育委員会事務局
年間開催回数 (平成28年度)	2回	適宜開催	適宜開催	1回
設置要綱	練馬区特別支援教育就学指導委員会設置要綱	練馬区立学童クラブおよび練馬区立ねりっこ学童クラブにおける障害児受入れに関する実施要綱	練馬区立保育所障害児保育取扱要綱	練馬区立幼稚園就園検討委員会設置要綱

表3 各施設の受入れ基準

施設名	小中学校	学童クラブ	保育園	幼稚園
障害のある子どもの受入れ基準	施設改修・職員配置等を実施し、適切な受入れを図る	障害の程度が中程度までで、適切な保育および指導が実施できる児童	障害の程度が中程度以下の集団保育が可能な児童	職員体制等、対応可能な範囲で受入れる
対象年齢	小中学校学齢期	小学校に在籍する児童	生後58日～小学校就学前	4歳～小学校就学前
受入れ人数	義務教育につき制限はない	児童館等併設学童クラブは施設の受入上限まで その他の学童クラブは、直営2人・委託3人・ねりっこ4人まで	各園3人まで（例外園2園有、満3歳未満は1人）	特に決まりはないが、概ね1クラス2人～3人
受入れ時間	各校の就学時間による	放課後（休業日は9時）～18時 委託・ねりっこ8時～19時	7時30分～18時30分	8時50分～14時15分
受入れ人数	1,201人 （平成29年5月1日現在）	146人 （平成29年4月1日現在）	178人 （平成29年4月1日現在）	63人 （平成29年5月1日現在）
教職員配置	[肢体不自由児] 教員のほか、学校生活支援員を配置 [知的障害児] 8人につき教員1人を配置 [発達障害児] 10人につき教員1人を配置 [難聴・弱視のある児童] 20人につき教員1人を配置 [医療的ケアを要する児童] 非常勤職員の看護師を配置	[条件付き障害児] 1人につき非常勤職員1人を配置 [医療的ケアを要する児童] 非常勤職員の看護師を配置 [その他の障害児] 臨時職員を配置	[医療的ケアを要する乳幼児] 常勤職員看護師を配置 [その他の障害児] 児童2人に対し常勤保育士1人を配置	[障害児] 1クラスにつき原則として1人の介助員を配置

受入れにあたっては、それぞれの障害の特性に応じて施設設備の改修を実施することや子どもの安全確保のための職員を配置するなど、体制の充実に努めてきました。

(1) 区立小中学校

練馬区では、障害のある子どもに義務教育を受ける機会を保障するために、都立特別支援学校と役割分担をしながら、小中学校における教育環境の整備を行ってきました。区立学校では、通常の学級と特別支援学級が協力しながら子どもの受入れを行っています。教員に対して随時、特別支援教育に関する研修等を実施し、指導力の向上を図っています。また、都立特別支援学校に在籍する子どもが地域の区立学校に副籍を持ち、直接または間接的な交流を通じて、地域とのつながりを持つ副籍制度に取り組んでおり、これにより区立学校に在籍する子どもが障害への理解を深めるきっかけとなっています。

[肢体不自由のある子ども]

区立小中学校に肢体不自由のある子どもを受入れる場合には、障害の特性を把握するために事前に家庭と十分に意思疎通を行い、スロープや階段昇降機の設置、車いすや可搬型階段昇降機の導入など、障害の程度に応じた支援を行っています。

[知的障害や発達障害のある子ども]

知的障害学級の設置を行い、学級編成基準に基づいた少人数教育の実施や障害の程度に応じた学級編成などにより指導体制を整えています。また、通常の学級に支援を要する子どもがいる場合に学校生活支援員の配置をすることで指導体制の充実に努めています。小学校においてはこれまでの情緒障害等通級指導学級に代えて平成 28 年度から 3 年をかけて、全校に特別支援教室を設置し、他校への通級やその付添いといった子どもや保護者の負担を軽減します。引続き中学校においても特別支援教室の設置を予定しています。

[聴覚障害のある子ども]

通級指導学級を設置しており、残存聴力の活用を図る指導や正しい発音・発語の仕方を系統的に育てる指導、補聴器の適切な使い方のアドバイスなどを実施しています。

[視覚障害や言語障害のある子ども]

通級指導学級を設置しており、教材拡大映像装置などの機器を利用して、効果的な学習が行えるように指導を行っています。

また、言語障害を有する子どもには、発音・発語指導を行いながら、正しい言語表現の定着を図っています。

(2) 区立学童クラブ

保護者の就労等により、主に放課後の時間帯に保育を必要とする子どもについて、指導員の適切な指導のもと子どもの健全育成を図ってきました。

各施設では、障害児を優先して受入れる定員を設定し、受入れを行ってきました。さらに、児童館等に併設している学童クラブでは、障害児優先受入れの定員を超えての受入れを平成 28 年度から実施し、障害のある子どもの受入れを拡大しています。受入れにあたっては、専門指導員による学童クラブへの巡回指導および職員研修等を実施し、保育の充実を図っています。

また、中程度以上の障害のある子どもであっても、特別なケアをすれば、学童クラブで生活ができる場合は、人的配置や施設改修等の一定の条件を整備することで、可能な限り受入れを行っています。

(3) 区立保育園

保育園は、保護者が就労・病気等のため、家庭で十分な保育が受けられない子どもを保護者に代わって保育する施設です。

保育園では、心身に障害のある子どもや発達上特別な支援が必要と思われる子どもの保育については、練馬区立保育所障害児保育取扱要綱に基づき、保育を行っています。

障害のある一人ひとりの子どもがほかの子どもとの生活を通して、共

に成長できるように保育しています。その際、家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら、適切に対応しています。また、研修や巡回指導などで必要に応じて助言等を得ながら、障害への正しい知識を持ち、統合保育を行っています。

(4) 区立幼稚園

義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を整えて、心身の発達を助長することを目的として設置されています。

区立幼稚園3園全てにおいて、心身障害児を受け入れた教育を行っています。毎年度、「特別に支援を要すると思われる幼児で、身の回りのことがおおむね自分でできる者」を受入れています。

各幼稚園では、障害児教育の専門家による巡回指導および職員研修等により、教育の充実を図っています。また、心身障害児が所属する学級には、担任に加えて、介助員（臨時職員）を配置し、幼稚園生活における支援にあたっています。

(5) 他の機関との連携

① 区立小中学校

障害のある子ども一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方に基づいて「個別の教育支援計画」を作成しています。「個別の教育支援計画」の作成にあたっては、保育・福祉・保健・医療等の関係機関や保護者等と連携・協力して、既に早期療育等において実施されている個別の支援計画を引き継ぎながら、適切な目標・内容を設定しています。計画には実施した支援の評価と、次の担当者への引き継ぎ事項なども記入することとなっています。

また、保護者は「就学支援シート」を活用し、子どもの特性や配慮が必要なことなどを入学前の時期から小学校に伝えることによって、保育園や幼稚園と小学校との円滑な連携を図っています。

② 区立学童クラブ

障害のある子どもに適切な保育を行うために、保育・福祉・教育等の

関係機関と必要に応じて、連携・協力を随時行っています。また、医療的ケアを要する子どもの受入れにあたっては、安全・適切な医療的ケアおよび保育実施のため、医療機関と連携を図っています。

③ 区立保育園・幼稚園

必要に応じて、保育・福祉・保健・医療等の関係機関と連携協力をし、子どもの発達等の支援を行っています。

連携の課題

現在は、各所管や施設が利用申請書類や保護者への聞き取りなどにより対象となる子どもの状況を把握しています。子どもの状況は、各所管や施設ごとに定めた様式に記入し、保管しています。

保護者は受入れ先の施設ごとに、子どもの状況を説明する必要があり負担となっているとの意見があります。子どもの情報に関しては、区の別の組織の保有状況が把握できないため、情報連携が取りづらい面があります。

また、関係機関との連携については、各所管や施設が個別の努力を行い連携会議の開催や情報の共有を実施してきました。今後は教育委員会として一体的な運営体制を築き、福祉所管や保健所管との横断的な体制を整える必要があります。

2 医療的ケアを要する子どもの対応や受入れ

たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、従来、医師又は看護師などの免許を持たない者が反復継続する意思をもって行うことは法律上禁止されてきました。

平成24年4月「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴って、一定の研修を受けた介護職員等は、特定の条件の下にたんの吸引等の医療的ケアが法律上できるようになりました。

[医療的ケアとは]

医療的ケアとは、子ども自身や保護者が行っている医療行為のうち、施設において安全・適切に子どもを預かるため、看護師等が医師の指示のもとに行う行為をいいます。医療的ケアの内容としては、たんの吸引・経管栄養・導尿などの種類があります。

(1) 区立小中学校

平成 27 年 4 月に小学校に入学した子ども 1 名に関して、学校の教育時間内に医療的ケア（たんの吸引）を行うことについて、保護者から要請がありました。これを受けて教育委員会は小学校に臨時職員の看護師を配置し、子どもへの医療的ケア（たんの吸引）を行っています。

また、平成 28 年 4 月からは新たに別の小学校でも、医療的ケア（たんの吸引）が必要な子ども 1 名の対応を行っています。

学校では定期的に、当該の子どもに関する情報交換を目的として、校内支援会議を開催しています。構成員は以下のとおりです。

- 保護者
- 看護師
- 学校長および関係教職員
- 保健相談所保健師
- 総合福祉事務所
- 教育委員会事務局
- 民間障害者支援事業所

校内支援会議では、子どもの状況の共有とあわせて、より安全に医療的ケアを実施していくための意見交換を行っています。

(2) 区立学童クラブ

平成 27 年度に試行事業として、たんの吸引を要する子ども 1 名への対応を行いました。

平成 28 年 4 月からは、学童クラブで正式に受入れています。受入れにあたり、たんの吸引を安全で衛生的に実施するために施設改修を行い、臨時職員の看護師を配置しました。

また、保護者や学校等の関係機関との連携を密にし、子どもの健康状

態に関する情報共有を図っています。看護師と児童指導職員が協力し、主治医の指示書に基づき、安全・適切な医療的ケアおよび保育を実施しています。

(3) 区立保育園

区立保育園では、障害児保育の対象と認める子どものうち、たんの吸引・経管栄養・導尿等の医療的ケアを必要とし、かつ保育園において当該ケアを安全に実施できる子どもを対象として、平成28年4月から医療的ケアを実施しています。

現在は試行期間のため、2園において保育園の常勤職員の看護師が医療的ケアを要する子ども2名への支援を行っています。2年間の試行期間後の平成30年度から本格実施となります。

(4) 区立幼稚園

これまで原則として医療的ケアを要する子どもの受入れは行っていませんが、教育時間中に保護者が医療的ケアを行えると確約していただいた場合に限り、受入れを行うこととしてきました。

医療的ケアの課題

区立小学校・学童クラブ・保育園では、医療的ケアを要する子どもの受入れにあたって、それぞれの施設の状況や職員体制などに応じて、独自に実施手続きを定め対応してきました。医療的ケアを実施するためには、実施手続きのほかにも、緊急時の対応手順や実施者への研修方法など、定めおかなければならない項目があります。そこで、各施設独自ではなく、教育委員会として統一的な実施手順を定めることとします。

また、これまで学校・学童クラブでは、臨時職員による看護師の配置を行ってきましたが、臨時職員の待遇では安定的に雇用を確保することが困難になっています。このことから、看護師の待遇を改善し、安定した雇用の確保を行うことが必要だと考えています。

3 民間施設における障害児の受入れ

教育委員会では、私立保育園・私立幼稚園などに施設運営費等の補助を行い、支援を行っています。(表4)

表4 民間施設への支援状況(平成28年度)

施設の種別	補助対象施設	補助項目
私立保育園	障害児受入れを実施している施設	委託費 扶助費 援護費 保育サービス推進事業補助金
私立幼稚園	障害児受入れを実施している施設	心身障害児保育委託料

また、民間施設での障害児の受入れ状況は以下のとおりです。

(1) 私立保育園

障害児加算等により、障害児の受入れを促進しています。平成29年4月1日現在、79園中、45園において89名の受入れがありました。また、心身障害児保育の充実に資することを目的に、専門家の巡回指導に要する経費等の補助を私立保育園に行っています。

(2) 私立幼稚園

心身障害児保育委託料により、障害児の受入れを促進しています。平成29年5月1日現在、39園中、22園において79名の障害児の受入れがありました。また、心身障害児保育の充実に資することを目的に、専門家の指導に要する経費の補助を私立幼稚園に行っています。

民間施設における障害児受入れに対する支援の課題

教育委員会では、障害児の受入れについて施設運営費等の補助を行っています。この補助により、私立の保育園や幼稚園においても、約6割の園で障害児の受入れが行われています。障害児の受入れを行っていない園では、設置者や職員に障害児受入れの経験がないことに対する不安があるために、受入れを躊躇している場合があります。私立園の設置者と職員が安心して障害児の受入れに取り組めるよう環境を整備する必要があります。

今後は、障害児への支援技術の向上や発達上の課題に関する気づきと対応について支援するために、専門家指導の制度を使いやすいものにすることや、研修や相談体制の工夫を行う必要があります。

IV 今後の支援

教育委員会は、以下のことを基本理念として掲げます。

教育委員会は障害や特別な配慮を要する子どもたちに、福祉や保健、医療などと連携を図り、適切な教育・保育環境を整え、子どもたちの健やかな成長を促します。

特別な配慮を要する子どもと家庭に対し、教育・保育を担う教育委員会が中心となり、福祉や保健、医療などと連携して、子どもの成長に応じて切れ目のない支援を行います。支援に際しては、「障害者基本法」の理念を踏まえ、個々の事例に応じて必要な支援の検討と環境整備を行います。また、支援は、障害に限らずに特別な配慮が必要な子どもについても行います。

1 障害のある子どもの受入れ

障害や特別な配慮を必要とする子どもたちを原則として受入れます

区立小中学校・学童クラブ・保育園・幼稚園では、「原則として受入れる」ことを基本的な考え方とします。教育委員会では、従来から施設設備の改善や教職員配置の拡充などにより、受入の拡大を図ってきました。子どもたちにさらに充実した支援を実施していくために、以下のことに取り組んでいき

ます。

(1) 子どもへの支援を行う会議体の設置

本人の安全の確保を最優先とした上で、それぞれの施設の所管組織が設けた基準に基づいて、専門家等からなる会議が調整を行ったうえで、受入れを行います。受入れにあたっては、下記の二つの会議体が相互に協力・連携し、必要な連絡調整を行いながら、子どもの受入れに関する情報の共有を進めていきます。

①「連携支援会議」（平成 29 年度より新設）

教育委員会が中心となり福祉・保健等、区の各部門の職員からなる「連携支援会議」を新たに設置します。この「連携支援会議」では、保護者の同意を得て、関係者から得られる情報や医師の診察結果などを参考にしながら、情報共有を行い、就学前から学齢期へ切れ目のない支援体制を構築します。また、必要に応じて外部機関（都立特別支援学校など）との情報連携も行います。（表 5）

設置の目的	保護者の同意を得て、関係者から得られる情報を共有し、就学前から学齢期へ切れ目のない支援体制を構築する
構成員	必要に応じて、下記の構成員の中から関係者が出席する ○医師 ○関係施設の施設長（学校長・学童クラブ所長・保育園長・幼稚園長）および関係教職員 ○保健相談所保健師 ○総合福祉事務所 ○こども発達支援センター ○高等学校・特別支援学校 ○教育委員会事務局 ○その他事務局が出席が必要と認めた者
開催時期	①関係する課や施設等が複数に及ぶことにより、電話等の手段では連携が困難な場合 ②子どもの状況から、関係者が一堂に会して情報交換を行う必要がある場合 ③その他、開催を必要と認める場合

連携支援会議で行うこと

- 子どもに関する情報の共有
- 現在、受入れを行っている施設職員の所見の確認
- 福祉や保健などの支援手段の確認
- 医学的な所見の確認 など

《連携支援のイメージ》は、巻末資料1のとおり

②「利用検討会議」（既設）

受入れ対象となる子どもの決定にあたっては、それぞれの施設の所管組織が設定した基準に基づいて、専門家等からなる利用検討会議が調整を行ったうえで、受入れを行ってきました。利用検討会議は連携支援会議からの情報提供を受け、本人の生命や身体その他安全の確保が困難な場合を除き、受入れることを基本的な考えとして支援内容の検討を行います。

また、利用検討会議の検討の中で受入れが困難と判断した場合はその理由を保護者に丁寧に説明するとともに、他の支援方法について保護者と共に検討していきます。

(2) 連携支援シート

連携支援会議で情報提供を行うため、平成29年度より新たに連携支援シートを作成し、活用します。(巻末資料2)

シートは保護者の同意のもとに、就学就園前の情報も含めて区の各所管が保管している情報などを、連携支援会議で共有された情報の会議記録として作成します。

2 医療的ケアを要する子どもの対応や受入れ

たんの吸引・経管栄養・導尿の3行為について実施します

平成24年の「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の改正により、特別支援学校の教員や研修を修了した施設職員が、たんの吸引と経管栄養を実施することができるようになりました。導尿については、看護師が医師の指示のもと実施することが可能であり、特別支

援学校では従来から教員が自己導尿の補助を行ってきた経緯があります。教育委員会では、これらの行為を実施可能であると考え、たんの吸引・経管栄養・導尿の3行為について、区立小中学校・学童クラブ・保育園・幼稚園で原則として対応することとします。

- たんの吸引 吸引器を使ってたんの排出を行います。
- 経管栄養 食事が口から取れなくなったとき、鼻、腹部等から直接、胃にチューブを入れて栄養補給を行う方法です。
- 導尿 細い管（カテーテル）を尿道の中に挿入して人工的に排尿させます。

- (1) 医療的ケアは、看護師が行うものとし、安定した雇用を確保するため、平成29年度から看護師資格を持つ非常勤職員を配置しました。看護師は教員や職員等と相互に協力し、情報共有しながら医療的ケアを実施します。
- (2) 教育委員会が実施する医療的ケアの対象の拡大については、今後の実施状況を見ながら、引続き検討を進めていきます。
- (3) 医療的ケアは、主治医の同意と指示が得られることを実施の前提とします。
- (4) 受入れ施設の関係医（校医・園医）の意見も考慮しながら、教育委員会が利用の検討会を開催し、医療的ケア実施の可否を判断します。利用の検討会には、教育委員会事務局職員のほか、利用を予定している施設の施設長も出席し意見を述べるものとし、（表6）
- (5) 医療的ケアの実施に際しては、プライバシー保護や温度・湿度等も勘案して、環境の整備を行います。
- (6) 教育委員会は、医療的ケア実施中の不測の事態に備えて、緊急対応時の手引を作成します。
- (7) 教育委員会は、新任研修や現任研修の実施などを通じて、看護師の知識・技術の向上を図ります。

(8) 教育委員会は、医療的ケア連携支援会議を新たに設置し、保護者や外部関係者との情報連携を緊密に行います。(表7)

表6 医療的ケア利用検討会について

設置の目的	主治医や関係医からの指示に基づき、区が安全・適切に医療的ケアを実施することについての検討を行う
構成員	必要に応じて、下記の構成員の中から関係者が出席する ○校医・園医 ○看護師 ○受入れを行う施設の施設長（学校長・学童クラブ所長・保育園長・幼稚園長）および関係教職員 ○保健相談所保健師 ○総合福祉事務所 ○こども発達支援センター ○教育委員会事務局 ○その他事務局が出席が必要と認めた者
開催時期	①利用開始前 ②手術等により本人の状況に変化があったとき ③主治医または関係医から新たな指示があったとき

表7 医療的ケア連携支援会議について

設置の目的	主治医や関係医からの指示に基づき、安全・適切に医療的ケアを実施するため、関係者が必要な情報交換を行う。
構成員	必要に応じて、下記の構成員の中から関係者が出席する ○保護者 ○校医・園医 ○看護師 ○受入れを行う施設の施設長（学校長・学童クラブ所長・保育園長・幼稚園長）および関係教職員 ○保健相談所保健師 ○総合福祉事務所 ○こども発達支援センター ○教育委員会事務局 ○民間障害者支援事業所 ○その他事務局が出席が必要と認めた者
開催時期	①医療的ケア利用検討会が開催されたとき ②構成員が情報連携の必要があると認めたとき

3 民間施設における障害児の受入れの促進

民間施設への支援の改善を図ります

教育委員会では私立保育園・私立幼稚園などの民間施設に対して、施設運営費等の補助や障害児受入れに関する巡回指導・相談支援、また区が職員に行う研修事業への参加呼びかけなどを行うことにより、民間施設の職員の知識や技術の向上を図っています。今後もより多くの障害児の受入れを図っていくために、活用しやすい補助制度の工夫や支援の充実などを行います。

(民間施設への支援の改善)

- ①区が教員や職員に行う研修の、民間施設に勤務する職員に対する公開をさらに拡大します。
- ②区立保育園の園長経験者等による私立保育園への巡回相談の実施および補助金を活用した専門家の巡回指導の導入を促進します。
- ③私立幼稚園の巡回指導に関する補助制度利用に当たり、専門家の紹介を区が行うなどの私立幼稚園設置者の負担軽減を実施します。

4 支援方針の着実な実施

支援方針を確実に実施していくため、現場への周知・啓発の手引きを作成し、関係職員への周知を図ります。また、毎年度末に成果を確認し、見直しを行います。

(手引きで規定する内容)

- ①連携支援会議の開催手順、構成員
- ②連携支援シートの活用方法
- ③医療的ケアで使用する様式の規定
- ④子どものライフステージごとの相談支援窓口
- ⑤教育・保育・福祉・保健等の関係機関の連携を生かした、看護師等を対象とした新しい研修のあり方
- ⑥教員や区職員への周知方法等